

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 1 月 15 日

水 曜 日

第 3712 号

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	1
○有害図書等の指定	3
○指定管理者の指定	4
○土地改良区の定款変更の認可	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	5
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	6

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について	7
○二級建築士又は木造建築士の免許の取消し	8

告 示

富山県告示第19号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

上瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
富山市	婦中町	上瀬		75番	標柱 1 号

		〃		95番	標柱2号
		〃	前田	856番1	標柱3号
		〃	〃	802番2	標柱4号
		〃	〃	786番1	標柱5号
		〃	〃	715番1	標柱6号
		〃	〃	714番	標柱7号
		〃	〃	706番1	標柱8号
		〃		89番	標柱9号
		〃		89番	標柱10号
		〃		89番	標柱11号
		〃		105番	標柱12号

(砂 防 課)

富山県告示第20号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

日ノ宮(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
射水市		日宮	寺山	154番1	標柱1号
		〃	〃	141番	標柱2号
		〃	〃	115番	標柱3号
		〃	〃	121番1	標柱4号

		〃	〃	123番3	標柱5号
		〃	〃	126番1	標柱6号
		〃	〃	125番2	標柱7号
		〃	〃	125番2	標柱8号
		〃	〃	83番1	標柱9号
		〃	〃	75番	標柱10号
		〃	〃	128番1	標柱11号
		〃	〃	131番	標柱12号
		〃	〃	132番1	標柱13号
		〃	〃	133番1	標柱14号
		〃	〃	137番1	標柱15号
		〃	〃	142番2	標柱16号
		〃	〃	142番1	標柱17号
		〃	〃	155番2	標柱18号
		〃	〃	145番1	標柱19号

(砂 防 課)

富山県告示第21号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は 発行年月 日	発 行 所 名	指 定 理 由
19200	雑誌	グラギャルDEEP 02 2014.FEB	2013.12.16	若生出版株式 会社	著しく青少年の性的 感情を刺激し、著し く青少年の粗暴性若 しくは残ざやく性を 誘発し、若しくは助 長し、又は著しく青 少年の犯罪若しくは 自殺を誘発し、その 健全な育成を阻害す
19201	〃	コミックテンマ 01 2014	2014.1.13	株式会社茜新 社	
19202	〃	ほろ酔いG I R L お持ち帰らN i g h t	2014.1.20	富士美出版株 式会社	

19203	〃	素人ハメ撮り100連発!!	2014. 1. 25	〃	るおそれがある。
19204	〃	素人発情！中出し裏DVD 完全保存版 vol. 2	H26. 2. 10	サニー出版株式会社	
19205	〃	COMICエルオー LO 2014. F E B 2月号	2014. 2. 21	株式会社茜新社	

富山県告示第22号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成26年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区多目的国際ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町 5 番 1 号

3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31日まで

富山県告示第23号

土地改良区の定款変更の認可について

婦負郡藤ヶ池土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成26年 1 月 7 日認可した。

平成26年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第24号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成26年1月15日	1611900299	特定非営利活動法人むげん	射水市棚田59番地	ワークプラザここから	射水市棚田59番地
就労継続支援A型	平成26年1月15日	1610200527	株式会社 with One	高岡市大野104番地	Aim	高岡市大野104番地

富山県告示第25号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山魚津線	中新川郡上市町川原田字潜18番から	変更前		最大 27.2 最小 25.7	42.2	富山土木センター 立山土木事務所
	中新川郡上市町川原田字潜17番1まで	変更後		最大 36.0 最小 25.7	42.2	

県道 新湊庄川線	射水市犬内50番から 射水市二口2944番15まで	変更前	最大 35.0 最小 16.0	250.0	高岡土木 センター
		変更後	最大 50.0 最小 16.4	250.0	
県道 井栗谷大門線	射水市島 197番 1 地先から 射水市下条2192番 1 地先ま で	変更前	最大 9.0 最小 7.3	30.0	高岡土木 センター
		変更後	最大 23.0 最小 7.3	30.0	
県道 小杉大門線	射水市堀内 225番 1 地先か ら 射水市堀内63番 1 地先まで	変更前	最大 16.9 最小 7.0	37.5	高岡土木 センター
		変更後	最大 38.2 最小 12.8	37.5	

富山県告示第26号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 15 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 1 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	中新川郡上市町川原田字潜18番から 中新川郡上市町川原田字潜17番 1 まで	平成26年 1 月 15 日	富山土木 センター 立山土木 事務所

県道 新湊庄川線	射水市犬内50番から 射水市二口2944番15まで	平成26年1月15日	高岡土木 センター
県道 井栗谷大門線	射水市島 197番1地先から 射水市下条2192番1地先まで	平成26年1月15日	高岡土木 センター
県道 小杉大門線	射水市堀内 225番1地先から 射水市堀内63番1地先まで	平成26年1月15日	高岡土木 センター

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ニトリ砺波店 砺波市豊町2丁目349番

2 店舗を設置する者 株式会社ニトリ

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所 敷地東側ほか

(変更後) 3箇所 敷地東側ほか

4 変更の日 平成26年2月14日

5 変更の理由 出入口①をバスベイ外へ移し、来退店車両と路線バスの交錯を避けるため

6 届出の日 平成25年12月26日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成26年1月15日から平成26年5月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年12月26日	中村 幸男	二級建築士	5276	死亡